

平成 30 年 7 月豪雨災害 に関する緊急要望

平成 30 年 7 月

全 国 町 村 会

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する緊急要望

台風第 7 号及び梅雨前線等に伴い、西日本を中心に観測史上記録的な降水量を記録した「平成 30 年 7 月豪雨」は、多数の府県の広大な範囲に甚大な被害をもたらした。

この豪雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、220 名を超える尊い命が失われるとともに、いまだに多数の行方不明者の捜索活動が続いている。被災地域では、膨大な数の住家被害とともに上下水道等のライフラインや道路・橋梁・線路等交通インフラの寸断、農林漁業・企業の産業基盤の甚大な被害などにより、広範囲にわたり極めて多くの被災者が生活の困難に直面するとともに、地域経済への深刻な影響も現れてきている。また、猛暑の中で避難所での生活を余儀なくされている被災者も多数おり、心身の健康への二次被害も強く懸念される。

国においては、消防、警察、自衛隊等が早期に出動し、全力で救助救援活動に携わるとともに、省庁横断の「被災者生活支援チーム」をはじめとする各般の支援体制を速やかに構築していただいたところであるが、被災市町村においては、これまでにない広範かつ甚大な被害の様相に加え、中山間地域や離島等も抱え、さらに人員や財政基盤が脆弱な団体も多いことから、国による力強い支援が不可欠である。

よって国においては、現下の被災地域の状況にかんがみ、以下の項目について万全の措置を講じるとともに、このうち特に補正予算等が必要となるものについては早期に措置していただくよう、強く要請する。

記

1. 行方不明となっている方々について、早期の探索救助に全力を挙げること。
2. 被災地域の状況に応じて、飲料水、食料、医薬品、生活用品等必要な物資の確保・早期送達を行うことともに、各避難所等の環境改善に向けた取組みを支援すること。
3. 上下水道等のライフライン及び道路、鉄道等の交通インフラの早期復旧に全力を挙げること。

4. 不安を抱える中、避難を余儀なくされている住民の生活支援等を行うため、自衛隊や国の職員による幅広い支援を継続すること。
5. 児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする被災者的心のケアについて、十分な支援を講じること。
6. 膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早急に処理するため、被災地域の状況を踏まえ、市町村に代わり国による処理代行を迅速に行うとともに、被災市町村の負担費用について必要な財政上の措置を講じること。
7. 災害対策基本法に基づく激甚災害の指定を早期に行うこと。
8. 被災市町村における仮設住宅の早期建設、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を行うこと。
9. 農林漁業関係施設（田畠、園芸施設、漁港等）をはじめ、中小企業・小規模事業者等にも甚大な被害が発生し、今後の生産活動等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者等への十分な支援を行うこと。
10. 被災町村の財政負担の急増に対処するため、特別交付税等による十分な財政措置を講じること。
11. 災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措置の拡充を図ること。
12. 被災者生活再建支援法について、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。
13. その他、被災者の一日も早い生活再建に向けて、迅速かつ万全の支援を行うこと。

平成 30 年 7 月

全国町村会長
荒木 泰

